

京都市中京区民まちづくり支援事業補助金交付取扱基準

平成24年4月 1日制定

平成26年4月 1日改正

平成28年4月 1日改正

京都市中京区民まちづくり支援事業補助金交付要綱第4条第1項に定める補助対象事業に要する経費について、以下のとおり取り扱うことを定める。

経費の種類等	対象とする経費	対象としない経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> 事業協力者（司会者等）に対する謝金 出演者の講演料，交通費等 	<ul style="list-style-type: none"> 当該団体の構成員に対する謝金 行政機関の職員等に対する謝金
会場等使用料	<ul style="list-style-type: none"> 事業の会場となる施設の借料 事業協力者等の駐車場代 	
会場整備費	<ul style="list-style-type: none"> 音響・照明等の設備費 舞台・装飾等の設営費 道路使用等の許可申請手続きに係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 販売等，営利を目的とする施設の整備費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施のために要した送料 イベント会場への物品の搬入，搬出に係る費用（レンタカー代等） DMの送料（はがき，切手代等） 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬に使用した自家用車等の燃料代，駐車に要した費用
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ポスター，チラシ等広報物の印刷費（デザイン料を含む） パンフレット，地図等の印刷製本費 記録写真の現像料 事業報告書等の作成経費 	
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> 新聞折込料，掲載料等広報のための経費 広告宣伝のためのホームページ作成経費 	
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事務用品代 備品購入費（スタッフジャンパー等の事業で使用することが明確なものに限る） 啓発物品代のうち1個当たりの価格が200円（税込み）以内の部分 その他事業実施のために必要と認められる物品購入費 	<ul style="list-style-type: none"> パソコンやその周辺機器等の個人使用が可能なものの購入費 販売目的の物品代（原材料費等を含む） 記念品代 啓発物品代のうち1個当たりの価格が200円（税込み）を超える部分
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 人的経費（アルバイト料等） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該団体の構成員への手当
食糧費		<ul style="list-style-type: none"> 一切，対象としない。
委託費	<ul style="list-style-type: none"> イベント企画会社等に事業を委託する場合の経費 アンケート等の調査委託費 	<ul style="list-style-type: none"> 当該団体の構成員が経営する団体等への委託費
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 事業に係る保険料（傷害保険・賠償保険等） 	
補助金交付決定前に支出される経費等		<ul style="list-style-type: none"> 一切，対象としない。ただし，事前着手届を提出した場合を除く。